

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月7日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第3号

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1—3 (略) <u>(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 4 <u>平成29年4月1日前に四條畷市情報公開条例施行規則(平成12年四條畷市規則第2号)、太子町情報公開条例施行規則(平成13年太子町規則第10号)及び千早赤阪村情報公開条例施行規則(平成13年千早赤阪村規則第4号)(以下これらを「市町村の規則」という。)の様式により提出されている請求書その他の書類のうち、水道事業に係るものは、この規則の様式により提出されたものとみなす。</u> 5 <u>市町村の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</u>	附 則 1—3 (略)

(大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1—3 (略) <u>(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 4 <u>平成29年4月1日前に四條畷市個人情報</u>	附 則 1—3 (略)

<p>報保護条例施行規則（平成17年四條畷市規則第19号）、太子町個人情報保護条例施行規則（平成13年太子町規則第12号）及び千早赤阪村個人情報保護条例施行規則（平成13年千早赤阪村規則第5号）（以下これらを「市町村の規則」という。）の様式により提出されている請求書その他の書類のうち、水道事業に係るものは、この規則の様式により提出されたものとみなす。</p>	
<p>5 市町村の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</p>	

（大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1－3 （略） <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> 4 平成29年4月1日前に四條畷市聴聞等の手続に関する規則（平成10年四條畷市規則第24号）、太子町聴聞等の手続に関する規則（平成10年太子町規則第10号）及び千早赤阪村聴聞等の手続に関する規則（平成7年千早赤阪村規則第7号）（以下これらを「市町村の規則」という。）の規定によりなされた聴聞に係る手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。 5 市町村の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1－3 （略）</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。